

八代市学校変更・継続就学申請認定基準

認定事由	認定事項	添付書類	許可期限
1. 新築中・転居予定	概ね3ヵ月以内に転居する際、転居する前から転居先の学校に就学したい場合	・建築確認書 ・賃貸借契約書 ・工事請負契約書 など	転居日まで
2. 地理的理由 (距離又は町内会)	・(距離) 自宅から指定校までの距離が概ね2.5km以上で、かつ申請校までの距離の概ね3倍以上の場合 ・(町内会) 隣接する校区の町内会に加入している場合	町内会加入を理由とする場合のみ ・町内会加入証明書 (町内会長の署名・押印必須)	中学校卒業まで
3. 中途学年	学年の途中で転居した場合	—	転居日の属する学期末まで
4. 最終学年	小学校6年生・中学校3年生の途中で転居した場合	—	転居日の属する学年末まで
5. 放課後児童	小学校1年生～6年生 ※ <u>中学生は対象外です</u> 放課後自宅に誰もいないため、児童クラブ・ 祖父母宅・親戚宅等で過ごす場合	・学童保育入所証明書 (児童クラブの任意様式可) ・預け先の承諾書 (署名・押印必須)	年度末まで <u>(毎年度更新申請が必要です。)</u>
6. いじめ・不登校	教育委員会が必要と認める書類により審議し、 <u>やむを得ないと判断される場合</u>	※事情による	
7. その他	健康上等の理由により教育委員会において <u>やむを得ないと判断される場合</u>	※事情による	
令和2年7月豪雨に伴う場合	令和2年7月豪雨時に <u>坂本校区に居住していた世帯が校区外に転居した場合(八竜小・坂本中のみ)</u>	<u>証明書等の提出不要</u>	中学校卒業まで
令和8年熊本地震に伴う場合	熊本地震による家屋の損壊等により校区外に転居した場合	・り災証明 ・家屋写真 など	中学校卒業まで

◆新年度の放課後児童の受付期間は12月1日～1月末です。(新入生含む)

◆認定事由に限らず、学校教育課(本庁4階)での申請が必要です。

◆個別の事情に合わせて審議を行うため、承認されない場合もございます。必ず申請前にお問い合わせください。